**令和４年度障害者週間「オンラインセミナー」講演希望申請書**

令和４年度障害者週間「オンラインセミナー」の講演の主催を希望する場合は、記入を終えた本申請書に必要資料を添付の上、E-mailにて申請してください。

※電子媒体の提出が難しい資料については追って紙媒体で提出してください。

○提出期限：令和４年７月20日（水）

○申請先：令和４年度「障害者週間」関係事業事務局

（住所）〒160-0004　東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル８F

　　　　　　　　　　株式会社オーエムシー内

（E-mail）s-syukan@omc.co.jp

（TEL）03-5362-0235（FAX）03-5362-0121

１．団体名及び代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 | ふりがな： |
|  |
| 代表者（役職・氏名） | ふりがな（氏名）： |
|  |
| 担当窓口(所属・役職・氏名) | ふりがな（氏名）： |
|  |

団体所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 電話 | 　　　　　　　　 | FAX |  |
| E-mail |  |

※個人のメールアドレスは不可。団体内共通アドレスのみ可。

２．①講演希望テーマ

|  |
| --- |
|  |

 ②講演趣旨・目的・具体的企画（講演構成と各構成内容等）内容

|  |
| --- |
|  |

３．講演内容等（未定の場合は分かる範囲で予定を記載ください）

|  |  |
| --- | --- |
| 予定する講師等の氏名※略歴等が記載された資料を別に提出願います。 |  |
| 講演予定時間及び動画本数※１講演あたり１５分程度以上４５分程度まで、講演を構成する動画は、１本あたり１５分程度として３本程度まで | 講演予定時間：　　　　　　　　分構成動画本数：　　　　　　　　本 |
| 配布資料の有無※講演動画視聴者へのオンライン資料配布の有無　配布は内閣府ホームページ等から行います。 | 有　・　無 |
| パワーポイント等の表示の有無※講演収録動画へのパワーポイント等の表示の有無 | 有　・　無 |

４．収録場所及び収録日について

　　収録場所：内閣府中央合同庁舎第８号館内会議室（予定）

収録日時：令和４年９月１２日（月）　９ 時開始 ～ １９ 時終了　（予定）

※ ９時 ～ １９時の間での対応不可時間帯（予定可）を以下に記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **対応不可**時間帯（自由記載） |
| 9/12(月) | 記載例）10時～12時、17時以降 |

撮影時間枠は、各団体の希望を踏まえて調整の上、決定します。調整の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

※全講演団体の収録を１日で行います。

※主催団体において、本セミナーのために新たに撮影した動画を使用することも可能です。字　　　幕、手話通訳映像は内閣府で編集します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、収録日時等が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

５．申請要件等（確認事項）

* 日頃より、障害及び障害者への理解促進に資する活動や取組等を行う団体であること。
* 講演内容が、障害者週間の趣旨にふさわしいものであり、障害及び障害者に関する国民の関心と理解促進に資するものであること。

※「障害者基本法」第９条では、毎年12月３日から９日までの１週間を「障害者週間」と規定しています。この「障害者週間」は、「障害者基本法」の基本原則である、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、我が国全体で実施するものです。

* 講義収録前に、講演概要を内閣府にご提供いただきます。
* 以下の事項について、ご承諾いただけること。

①　収録した講演動画（収録風景等を撮影した場合はその撮影を含む）及び講演で使用する資　　料等（以下、「講演動画等」という）について、インターネットにより一般へ配信します。内閣府ホームページに掲載する際は、内閣府ホームページ利用規約に準拠して扱います。

（内閣府ホームページ利用規約：https://www.cao.go.jp/notice/rule.html ）

②　講演に係る一切の権利は、講演団体に帰属します。ただし、講演を撮影した動画の著作権は内閣府に帰属します。また、内閣府は、講演団体の許諾を得ずに、障害者施策等のため、講演動画等をWebページ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、パンフレット、会議資料等で、無償で公開及び利用することがあります。

③　内閣府及び内閣府が指定する者（コンテンツ制作者等）は、講演動画等を製作・公開・利用するにあたり、ファイル形式の変換、画質・画像サイズ変換、作品タイトルの表示、動画からの静止画の取り出しやアクセシビリティ確保のためにスーパーインポーズ等を行う場合があります。また、講演動画等の一部を素材として活用する場合があります。

④　本件において発生するすべての著作者人格権について、内閣府及び③において内閣府が指定する者に対して行使しないこと。

・　講演及びその資料には、知的財産権など第三者の権利や他人のプライバシーを侵害するものを　　　　使用しないこと。また、侵害の疑いのあるものの使用は避けること。講演動画等（内閣府が権利を有するものを除く）について、著作権等に関する問題が生じた場合は、すべて申請団体の責任になること。

・　人物等の被写体に関する肖像権は、申請団体の責任において承諾を得ること。

　　　以上について確認しました。

　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　代表者役職・氏名

６．備考欄　※その他、連絡事項がある場合記入してください。

|  |
| --- |
|  |

７．提出書類（様式任意）

　　○団体の概要（設立趣旨・年月日、代表者・役員名簿、職員数、過去の主な取組（事業等）の概要等）

　　○定款

　　○講演に関する企画書及び参考資料

　　　※企画書は、「講演趣旨・目的・具体的企画（講演構成と各構成内容等）内容」を詳細に記入いただくことで代えることができます。